

【ワンストップ特例申請制度について】

「ワンストップ特例申請制度」を利用すると、より簡単に税金控除の申請を行うことができます。便利な制度を利用する前に特徴や適用条件を確認しましょう。

ワンストップ特例申請の受付期間について

令和4年1月～12月の間に寄附した分については、**令和5年1月10日まで**に投函いただき、申請書と必要書類をお送りください。
大山町では令和5年1月16日までに到着した申請書について受付いたします。1月17日以降の到着となった申請書は受付ができかねますのでご注意ください。

- ワンストップ特例申請を利用できる条件とは？
以下の2つの条件にどちらも当てはまる方は、ワンストップ特例制度をご利用いただけます。
○1月1日～12月31日の1年間で寄附先が5自治体以下の方 ○確定申告をする必要のない方
- ワンストップ特例申請を利用するためには？
ワンストップ特例制度を利用する場合、寄附を行った回数だけ申請が必要になります。
同一自治体に2回寄附した場合には、申請は2回必要になりますのでご注意ください。

【STEP1.申告に必要なものをそろえる】

ワンストップ特例制度に必要なものは以下になります。

ワンストップ特例制度申請書 + 各種書類

平成28年からマイナンバー法の施行により各種書類の提出が義務付けられるようになりました。寄附先のそれぞれの自治体に、不足がないように提出してください。

【各種書類】以下のA、B、Cいずれかの組み合わせでの提出が必須です。

※マイナンバーカード、運転免許証等の住所が発行時から変更となっている場合は新住所の記載面もご提出ください。

A マイナンバーカード(表面)のコピー	+	マイナンバーカード(裏面)のコピー
B 次のうちいずれか1点のコピー ・マイナンバーが記載されている住民票 (・マイナンバー通知カード)	+	次のいずれか1点のコピー ・運転免許証(顔写真つきの面) ・パスポート(顔写真と住所のページ)
C 次のいずれか1点のコピー ・マイナンバーが記載されている住民票 (・マイナンバー通知カード)	+	次のうちいずれか2点のコピー ・健康保険証 ・年金手帳 ・年金証書 など

※上記AまたはBのご提出が困難な場合には、Cの方法でご対応ください。

(注)マイナンバー通知カードは令和2年5月25日以降に住所変更された場合、番号確認書類として使用できません。

【STEP2.ワンストップ特例申請書に必要事項を記入する】

別紙の記入例をご参考にご記入ください。

【STEP3.ワンストップ特例申請書と各種書類を寄附先の自治体に郵送する】

記入を終えたワンストップ特例申請書と各種書類を寄附をした自治体宛に郵送してください。
提出書類に不備があると寄附金控除が受けられませんのでご注意ください。

- 申請書を提出した後に住所や氏名に変更があった場合は
引越しによる住所変更、入籍による氏名変更があった場合は、寄附した年の翌年の1月10日までに「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」を、申請書を提出した自治体まで提出してください。
- ワンストップ特例申請の注意点
ワンストップ特例申請を利用する場合、寄附を行った回数だけ申請が必要になります。
寄附先が5自治体以内でも、寄附回数が多い場合は、確定申告をご利用になったほうが手続きが簡単な場合もあります。

ワンストップ特例制度申請書 記入例

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

令和 年寄附分		市町村民税 道府県民税		寄附金税額控除に係る申告特例申請書	
A 令和 年 月 日 大山町長 様		整理番号			
住所	〒689-3211 鳥取県西伯郡大山町御来屋328		フリガナ	ダイセン タロウ	
			氏名	大山 太郎	
電話番号	0859-54-5202		B 個人番号		
		生年月日	昭和12年3月4日		
※押印は不要です					
C 「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。					
あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金という。」）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。					
(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。					
(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあつては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。					
1. 当団体に対する寄附に関する事項					
寄附年月日		寄附金額			
令和 年 4 月 1 日		10,000 円			
2. 申告の特例の適用に関する事項					
申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。					
① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である		□			
(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。					
(1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者					
(2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者					
② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である		□			
(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市区町村もしくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。					
(切り取らないでください。)					
令和 年寄附分		市町村民税 道府県民税		寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書	
住所	鳥取県西伯郡大山町御来屋328		受付日付印		
氏名	大山 太郎 様				
受付団体名		大山町			

A 日付
提出日を
ご記入ください

B 個人番号
マイナンバーを
ご記入ください

C
記載事項をご確認の
上、変更がありましたら
訂正してください。
※押印は不要です。

D
確定申告をする
必要のない方は
チェックしてください。

E
寄附先が5自治体以下
の予定の方はチェック
してください。
※寄附回数ではなく、
寄附先の自治体数です。

2つのチェックボックスの
項目にどちらも該当する方
のみ、ワンストップ特例制度の
申請が可能です。